

～～『国民年金』こんなとき届出が必要です！～～

国民年金はすべての公的年金の基礎となるものです。日本国内にお住まいの20歳から60歳までの方は、公的年金に加入することが法律で義務付けられています。

加入者は職業などによって次の3種類に分かれており、届出は加入時だけでなく、結婚や就職、転職などで種別が変わったときにも必要です(種別変更)。

種別変更の届出を忘れると、将来、年金が受けられなくなったり、年金が少なくなったりすることもありますので、変更手続きは年金手帳を添えて、その都度忘れずに行いましょう。

《国民年金の加入種別》

★第1号被保険者

自営業や農業・漁業の方とその配偶者、20歳以上の学生、フリーター、無職の方等が対象となります。

★第2号被保険者

会社や官公庁にお勤めの方、つまり厚生年金や共済組合に加入している方が対象となります。

★第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている配偶者の方が対象となります。

《種別変更となるケース》

◆第1号被保険者となるケース

第2号被保険者が退職されると第1号被保険者となります。(第3号被保険者になる場合を除く。) その方に扶養されていた第3号被保険者がいる場合、その方も第1号被保険者になります。

加入や種別変更の手続きはご本人が市町村役場の国民年金担当窓口で行います。

◆第2号被保険者になるケース

第1号被保険者又は第3号被保険者が就職して厚生年金等に加入すると第2号被保険者となります。

この場合の種別変更の届出は本人が行う必要はありません。

◆第3号被保険者になるケース

第2号被保険者が退職して被扶養配偶者になる場合や、配偶者が厚生年金等に加入し、その方に扶養される配偶者の方などが第3号被保険者となります。

届出は、配偶者の勤務先を通じて社会保険事務所へ行きます。

*詳しくはお住まいの市町村役場国民年金担当窓口又はお近くの社会保険事務所国民年金担当課へお問い合わせください。